

供託手続関係

日本銀行代理店の廃止・集約のお知らせ

佐賀地方法務局伊万里支局において取り扱う供託物の納付先(取扱店)が、次のとおり変更となります。

現在の取扱店：日本銀行伊万里代理店

(佐賀銀行伊万里支店)

取扱店変更日：令和3年11月1日(月)

新たな取扱店：日本銀行唐津代理店

(佐賀銀行唐津支店：唐津市米屋町1648番地)

営業時間：午前9時から午後3時まで

※ 取扱店変更日以降は、日本銀行伊万里代理店(佐賀銀行伊万里支店)において納付手続を行うことはできません。

- ✓ 金銭の供託については、供託所(法務局)及び日本銀行(取扱店)に行かずに、「**オンライン**」で申請をすることができます。
- ✓ 供託金については、日本銀行(取扱店)に行かずに「**電子納付(ペイジー)**」で納付することもできます。

ご不明な点は、お問い合わせください。

〒848-0027 伊万里市立花町1542番地14

佐賀地方法務局伊万里支局 電話：0955-23-2492



日本銀行代理店の廃止・集約に伴う
供託事務の取扱いに関するQ&A集

佐賀地方法務局供託課

- Q 1 佐賀地方法務局伊万里支局における供託について、供託金の納付先が変更されると聞きましたが、いつから変更されますか。
- Q 2 今まで日本銀行伊万里代理店（佐賀銀行伊万里支店内）に納付していた供託金は、令和3年11月1日(月)からどこに納付することになりますか。
- Q 3 供託金は、佐賀銀行伊万里支店内にある日本銀行伊万里代理店では納付できなくなるのですか。
- Q 4 日本銀行唐津代理店（佐賀銀行唐津支店内）は遠方のため、供託金を佐賀地方法務局伊万里支局付近で納付することはできませんか。
- Q 5 オンラインによる供託申請の方法を教えてください。
- Q 6 電子納付の方法を教えてください。
- Q 7 供託金の納付額がATMの利用上限額を超える場合は、どうすればいいですか。
- Q 8 令和3年11月1日(月)以降、供託申請当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付方法をとればよいですか。
- Q 9 振込方式による供託金納付について、何か変更がありますか。
- Q 10 供託金を小切手で受け取った場合、佐賀銀行伊万里支店内にある日本銀行伊万里代理店での小切手の換金は、いつまで可能ですか。
- Q 11 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。

Q 1 佐賀地方法務局伊万里支局における供託について、供託金の納付先が変更されると聞きましたが、いつから変更されますか。

A 日本銀行代理店の廃止・集約に伴い、令和3年11月1日(月)から変更されます。

Q 2 今まで日本銀行伊万里代理店（佐賀銀行伊万里支店内）に納付していた供託金は、令和3年11月1日(月)からどこに納付することになりますか。

A 佐賀銀行唐津支店内にある日本銀行唐津代理店に納付することになります。

Q 3 供託金は、佐賀銀行伊万里支店内にある日本銀行伊万里代理店では納付できなくなるのですか。

A 令和3年11月1日(月)以降は、佐賀銀行唐津支店内にある日本銀行唐津代理店でしか納付できません。

Q 4 日本銀行唐津代理店（佐賀銀行唐津支店内）は遠方のため、供託金を佐賀地方法務局伊万里支局付近で納付することはできませんか。

A 「ゆうちょ銀行ATM」などの金融機関のペイジー対応ATMから、「電子納付(ペイジー)」を利用して納付する方法があります。手数料は無料です。

また、近隣の金融機関から振り込む方法により納付できますが、別途、振込手数料が必要となります。

「電子納付」又は「振込」による供託申請の場合は、申請の際に「電子納付」又は「振込」により納付する旨を係員へお申し出ください。供託書正本は、「電子納付」又は「振込」による入金を確認できてからのお渡しとなります。

Q 5 オンラインによる供託申請の方法を教えてください。

A 供託の手続は、インターネットを利用して申請すること（オンライン申請）もできます。

オンライン申請には、「供託かんたん申請」と「申請用総合ソフト」を利用する方法の2種類があります（複雑な供託でなければ、「供託かんたん申請」が簡単で便利です。）。

詳しくは、「供託ねっと」で検索いただくか、法務局窓口でお尋ねください。

Q 6 電子納付の方法を教えてください。

A 供託申請を受理後、納付情報（収納機関番号及び納付番号等）を発行しますので、ゆうちょ銀行ATMなどの金融機関の「ペイジー」対応ATMに納付情報を入力することで納付できます。この場合の手数料は原則無料です。

ただし、ATMには利用上限額がありますので、上限額は各金融機関にご確認ください。

Q 7 供託金の納付額がATMの利用上限額を超える場合は、どうすればいいですか。

A 令和3年11月1日(月)以降は、①佐賀銀行唐津支店内にある日本銀行唐津代理店の窓口で直接納付する方法、②佐賀銀行伊万里支店の供託官口座へ振り込むことにより納付する方法(振込方式)のいずれかの方法により納付していただくことになります。なお、②振込方式を利用される場合は、別途振込手数料が掛かります。

(注) 利用上限額は、各金融機関にお尋ねください。

Q 8 令和3年11月1日(月)以降、供託申請当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付方法をとればよいですか。

A 供託申請を受理後、①当日の午後3時までに日本銀行唐津代理店の窓口で納付するか、②電子納付（利用上限額に注意）後に再度法務局に来庁いただき、供託書正本を受領するかのいずれかの方法になります（振込方式の場合、振り込みを行う時間によっては入金の確認ができず、当日中に供託書正本の発行を行うことができない場合がありますので、ご注意ください。）。

Q 9 振込方式による供託金納付について、何か変更がありますか。

A 振込先口座を含め、変更はありません。

Q10 供託金を小切手で受け取った場合、佐賀銀行伊万里支店内にある日本銀行伊万里代理店での小切手の換金は、いつまで可能ですか。

A 令和3年10月29日(金)午後3時までとなります。

Q11 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。

A 令和3年11月1日(月)以降は、佐賀銀行唐津支店内にある日本銀行唐津代理店に寄託し又は受け取るようになります。